



山形県公報

平成17年9月16日(金)
第1677号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                             |               |      |
|-----------------------------|---------------|------|
| 公共測量の実施の通知.....             | (農村計画課)       | 1023 |
| 土地改良区の定款変更の認可.....          | (村山総合支庁農村計画課) | 1024 |
| 土地改良事業の計画変更の認可.....         | (最上総合支庁農村計画課) | 同    |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....         | (庄内総合支庁農村計画課) | 同    |
| 土地改良事業の計画変更の認可.....         | (同)           | 同    |
| 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知..... | (森林課)         | 同    |
| 道路の区域の変更.....               | (村山総合支庁建設総務課) | 1025 |
| 同.....                      | (同)           | 同    |
| 同.....                      | (同)           | 同    |
| 一般国道の供用の開始.....             | (同)           | 1026 |
| 県道の供用の開始.....               | (同)           | 同    |
| 同.....                      | (同)           | 同    |
| 開発行為に関する工事の完了.....          | (村山総合支庁建築課)   | 同    |
| 同.....                      | (最上総合支庁建築課)   | 同    |
| 同.....                      | (置賜総合支庁建築課)   | 1027 |

### 公 告

|                          |         |      |
|--------------------------|---------|------|
| 一般競争入札の公告.....           | (管財課)   | 同    |
| 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施..... | (公安委員会) | 1028 |

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第804号

測量法(昭和24法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市薬師町二丁目全域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成17年7月15日から平成18年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量(法務省不動産登記法第14条第1項地図作製)

## 山形県告示第805号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
若木土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東根市大字野川2074番地の93
- 3 認可年月日  
平成17年9月7日

## 山形県告示第806号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
泉田川土地改良区（塩野東2期地区（暗渠排水））
- 2 認可年月日  
平成17年9月2日

## 山形県告示第807号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、日向川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 大 場 久 夫 | 酒田市大字宮内字六ツ新田41 |
| 監 事      | 池 田 隆   | 飽海郡八幡町芹田字腰巻18  |

## 山形県告示第808号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 認可年月日  
平成17年9月5日

## 山形県告示第809号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 解除予定保安林の所在場所  
飽海郡八幡町北青沢字大俣（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 保安林解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び八幡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年9月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|---------------------|---|------|------------------|-------------|
| 山形市大字村木沢字金沢1617番2から |   | 旧    | 16.6メートル         | メートル<br>264 |
| 同 阿弥陀13番1まで         |   |      | 10.5             |             |
| 同                   | 上 | 新    | 23.8メートル<br>13.2 | 同 上         |

山形県告示第811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年9月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|--------------------|---|------|------------------|-------------|
| 東村山郡山辺町三河80番から     |   | 旧    | 18.3メートル         | メートル<br>160 |
| 同 大字山辺字佐竹段6139番2まで |   |      | 17.5             |             |
| 同                  | 上 | 新    | 20.2メートル<br>17.5 | 同 上         |

山形県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年9月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|-------------------|---|------|------------------|-------------|
| 天童市大字高木字原口671番3から |   | 旧    | 8.4メートル          | メートル<br>442 |
| 同 大字成生字松原667番1まで  |   |      | 8.0              |             |
| 同                 | 上 | 新    | 17.7メートル<br>10.2 | 同 上         |

## 山形県告示第813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年9月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 山形市大字村木沢字金沢1617番2から  
同 阿弥陀13番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年9月16日

## 山形県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年9月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町三河80番から  
同 大字山辺字佐竹段6139番2まで
- 3 供用開始の期日 平成17年9月16日

## 山形県告示第815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年9月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 天童河北線
- 2 供用開始の区間 天童市大字高木字原口671番3から  
同 大字成生字松原667番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年9月16日

## 山形県告示第816号

次の開発行為は、完了した。

平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年8月22日 指令村総建第5043号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東根市大字東根元東根字一本木6065 - 2、6066
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東根市大字東根元東根字一本木5983番地  
有限会社 渡邊鐵工所

## 山形県告示第817号

次の開発行為は、完了した。

平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年8月30日 指令最総建第6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
新庄市金沢字沖1067 - 1の一部、1068の一部、1117 - 4、1117 - 5の一部、1117 - 11の一部、1117 - 12の一部、

1119 - 1 の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 新庄市大字鳥越1780番地 1  
 沼田建設株式会社 代表取締役社長 永井利信

山形県告示第818号

次の開発行為は、完了した。  
 平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
 平成17年3月23日 指令置総建第22号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 南陽市柵塚字館ノ越1316番5、1317番1、1316番5先水路、1316番5先堤
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 南陽市郡山953 - 4  
 ゴトウ不動産 後藤 信

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年9月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件

| 場 所                                   | 日 時                       | 入札に付する物件                                                   |
|---------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------|
| 東京都千代田区平河町二丁目6番3号<br>財団法人道府県会館 401会議室 | 平成17年10月31日(月)<br>午後1時30分 | 東京都文京区本郷六丁目111番5<br>宅地（実測）383.04平方メートル<br>（公簿）370.64平方メートル |

- 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者  
 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

- 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

- 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上  
 (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

- 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

- 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                   | 場 所                                                   | 日 時                       |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------|
| 東京都文京区本郷六丁目111番5<br>宅地（実測）383.04平方メートル<br>（公簿）370.64平方メートル | 東京都千代田区平河町二丁目6番3号<br>財団法人道府県会館 408会議室<br>及び現地（説明会終了後） | 平成17年10月12日(水)<br>午後1時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2065）に問い合わせること。

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成17年9月16日

山形県公安委員会  
委員長 鏡 谷 誠 一

## 1 審査の種類

### (1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査（大型）
- イ 技能検定員審査（普通）
- ウ 技能検定員審査（大特）
- エ 技能検定員審査（大白二）
- オ 技能検定員審査（普自二）
- カ 技能検定員審査（牽引）
- キ 技能検定員審査（大型二種）
- ク 技能検定員審査（普通二種）

### (2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査（大型）
- イ 教習指導員審査（普通）
- ウ 教習指導員審査（大特）
- エ 教習指導員審査（大白二）
- オ 教習指導員審査（普自二）
- カ 教習指導員審査（牽引）
- キ 教習指導員審査（大型二種）
- ク 教習指導員審査（普通二種）

## 2 審査の期日及び場所

### (1) 期 日

平成17年10月17日（月）から同月21日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

### (2) 場 所

天童市大字高楯1300番地 山形県総合交通安全センター

## 3 審査の申請手続

### (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）第5条に規定する書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に提出すること。

### (2) 申請の受付期間及び受付時間

平成17年9月26日（月）から同月30日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

## 4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

## 5 そ の 他

詳細については、運転免許課（電話023-655-2150）に問い合わせること。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤                         | 正                        |
|------------|------------|-----|---|---------------------------|--------------------------|
| 平成17. 9. 6 | 第1674号     | 996 | 6 | 平成17年9月7日から<br>同年10月24日まで | 平成17年9月7日から<br>同年10月7日まで |

平成17年9月16日印刷  
平成17年9月16日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056